

# 審 査 基 準

平成19年 7月20日作成

法 令 名 : 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根 拠 条 項 : 第4条第2項
処 分 の 概 要 : 探偵業届出証明書の再交付
原権者 (委任先) : 三重県公安委員会
法 令 の 定 め : 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項 (探偵業届出証明書の交付)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3日以内
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (059-222-0110) 又は警察署生活安全課
備 考 :

